

仕 様 書

堺市上下水道局

1 概要

(1) 対象建物及び需要場所

浅香山配水場ほか28か所（別紙1「対象建物及び需要場所一覧」のとおり）

(2) 業種および用途

上水配水場、圧力モニター、水質モニター、減圧弁室、倉庫

(3) 現電力契約業者

関西電力株式会社

2 仕様

(1) 契約期間

平成30年4月1日0時00分から平成31年3月31日24時00分まで

(2) 電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式、発電設備等

対象建物毎の電気方式等は、別紙2「電気方式等一覧」のとおりとする。

発電設備は、別紙3「発電設備一覧」のとおりとする。

(3) 契約電力、予定使用電力量

ア 契約電力（特別高圧・高圧・低圧）

契約電力は、契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計量される値が原則としてこれを超えないものとする。

(ア) 契約電力（特別高圧 常時電力）

特別高圧対象建物の契約電力は、次のとおりとする。

浅香山配水場	130kW
--------	-------

(イ) 予定契約電力（高圧 常時電力）

高圧対象建物の予定契約電力は、次のとおりとする。なお、契約締結後の各月の契約電力は、当月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

桃山台配水場	201kW
岩室配水場	182kW
家原寺配水場	109kW
小平尾配水場	167kW
菅生配水池	49kW

(ウ) 契約電力（予備電力）

予備電力の契約電力は、常時電力と同等とする。

(エ) 契約電力（自家発補給電力）

自家発補給電力の契約電力は、次のとおりとする。

桃山台配水場	94kW
--------	------

※自家発電設備の事故により生じた不足電力等の補給にあてるため受電する。

(オ) 契約電力 (低圧)

低圧対象場所 (電気方式が交流 3 相 3 線式および契約容量が 6 k V A 以上かつ原則として 5 0 k V A 未満の交流単相 3 線式) の契約電力は、次のとおりとする。

晴美台配水場 (※)	9 k W、2 5 k W
陶器配水場	3 0 k W
御池台配水池	3 4 k W
東山制御所	2 3 k W
さつき野配水池	4 1 k W

※晴美台配水場について、交流単相 3 線式が 9 k W、交流 3 相 3 線式を 2 5 k W とする。

イ 予定使用電力量等

(ア) 対象建物毎の予定使用電力量は、別紙 4 「予定使用電力量一覧」のとおりとする。

(イ) 対象建物毎 (浅香山配水場、桃山台配水場、岩室配水場、家原寺配水場、小平尾配水場、菅生配水池のみ) の各月の電力使用計画及び実績 (最大需要電力、使用電力量) は、別紙 5 のとおりとする。

(ウ) 浅香山配水場及び家原寺配水場の昼間及び夜間・休日の電力使用計画は、別紙 6 のとおりとする。

(4) 需給地点

対象建物毎の需給地点は、別紙 2 「電気方式等一覧」のとおりとする。

(5) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じとする。

(6) 保安上の責任分界点

需給地点に同じとする。

(7) 検針日および計量

検針日は毎月 1 日とし、1 日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。ただし計量は、毎月 1 日午前 0 時 0 分における計量器の読みによるものとする。

(8) 代金の算定期間

代金の算定期間は、毎月 1 日から当該月の末日までの期間とする。

(9) 料金制度

料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など各社ごとに設定することができるものとする。

(10) 力率

ア 供給者は契約期間において、その月の平均力率により、力率割引及び割増しを行うことができるものとする。なお、力率割引及び力率割増を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

イ 契約期間における予定平均力率は別紙 5 のとおりとする。

(11) 燃料費調整

燃料費調整を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

- (12) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金
については、電気料金の一部として、電気の使用量に応じて徴収することができるもの
とする。

3 その他特記事項

- (1) 供給者は、毎月1日（休日の場合は翌営業日）に前月の以下に記すデータをまとめた
受電日誌を作成し、電子データで提出すること。

ア 特別高圧

- (ア) 昼間及び夜間の最大電力と使用電力量
- (イ) 有効電力量と無効電力量と力率
- (ウ) 日毎の30分電力量（24時間分）とその合計
- (エ) 日毎の最大電力

イ 高圧

- (ア) 最大電力と使用電力量
- (イ) 有効電力量と無効電力量と力率
- (ウ) 日毎の30分電力量（24時間分）とその合計
- (エ) 日毎の最大電力

ウ 低圧

- (ア) 使用電力量

- (2) この仕様書に定めなき事項については、供給者が定める約款の規定によるものとする。

4 暴力団等の排除について

- (1) 入札参加除外者を委任又は請負先等とすることの禁止

ア 受注者は、堺市上下水道局契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を
受けた者又は堺市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号
に規定する暴力団密接関係者を、委任又は請負先並びに受注者及び委任又は請負先
の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「委任又は請負先等」とい
う。）としてはならない。

イ これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該委任又は請負先等と
の再委託契約等の解除を求めることができる。

- (2) 委任又は請負先等との契約の締結について

受注者は、委任又は請負先等との再契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市
の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

- (3) 誓約書の提出について

ア 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接
関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約金額（税込）が5
00万円未満の場合はこの限りでない。

イ 受注者は、契約金額（税込）が500万円以上となる委任又は請負先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。

ウ 受注者及び委任又は請負先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

(4) 不当介入に対する措置

ア 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

イ 受注者は、委任又は請負先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該委任又は請負先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

ウ 本市は、受注者が本市に対し、ア及びイに定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

エ 本市は、受注者、委任又は請負先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者がアに定める報告及び届け出又はイに定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。